

明和町人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

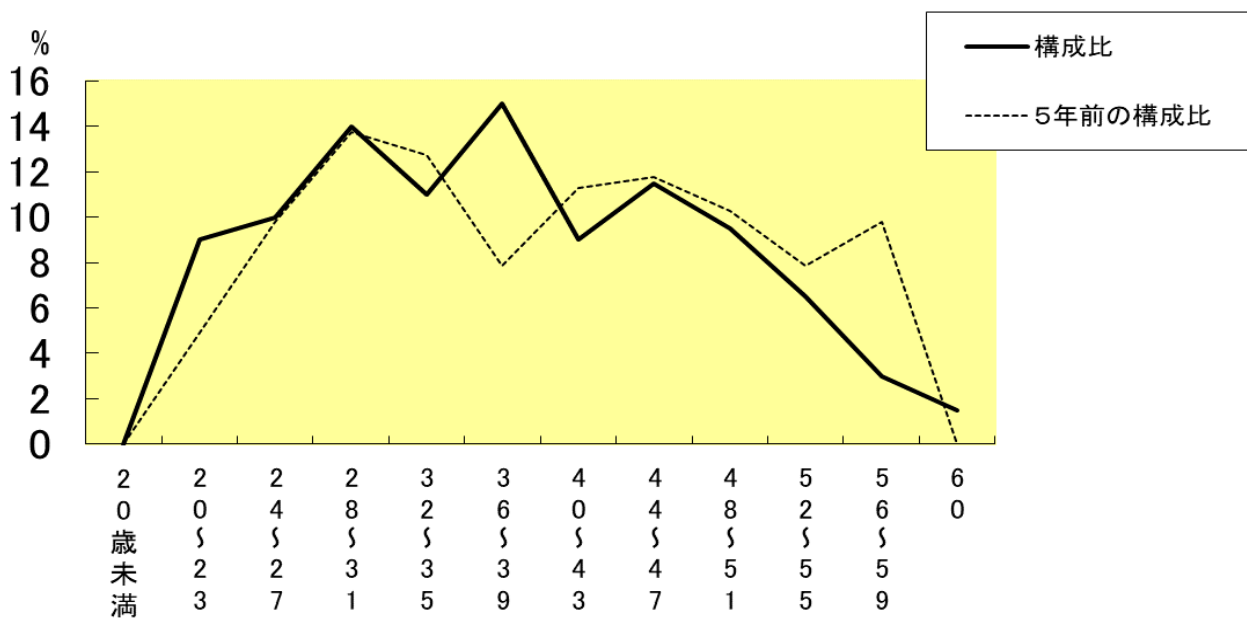
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	機構改革による業務の統廃合 一部事務組合への職員派遣による増員
		総務	30	37	7	
		税務	11	12	1	
		農林水産	7	7	0	
		商工	3	2	△ 1	幼稚園廃園による人員の異動
		土木	17	15	△ 2	
		民生	51	54	3	
衛生		16	18	2		
計	137	147	10	<参考> 人口10,000人当たり職員数 64.28 人		
教育部門		50	38	△ 12	機構改革による業務の統廃合、 幼稚園の廃園による人員の異動	
小 計		187	185	△ 2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 80.90 人	
公営企業会計等部門	水道	5	6	1	機構改革による業務の統廃合	
	下水道	3	3	0		
	その他	6	6	0		
	小 計	14	15	1		
合 計		201	200	△ 1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 87.46 人	
		[244]	[244]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人 0	人 18	人 20	人 28	人 22	人 30	人 18	人 23	人 19	人 13	人 6	人 3	人 200

(3) 職員数の推移

(単位：人 ・ %)

区 分 部 門		H31	R2	R3	R4	R5	R6	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	150	145	139	133	137	147	26 (17.3%)
教 育	職員数	39	43	44	52	50	38	△ 1 (△ 2.6%)
普通会計	職員数	189	188	183	185	187	185	△ 4 (△ 2.1%)
公営企業等会計	職員数	15	14	14	13	14	15	0 (0.0%)
計	職員数	204	202	197	198	201	200	△ 4 (△ 2.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(4) 職員の採用状況

令和6年4月1日の職員の新規採用の状況は次の通りです。

職 種	採用人数		
	男	女	計
事務職員 (一般枠)	3人	2人	5人
保育士兼幼稚園教諭	0人	1人	1人
保健師	0人	2人	2人
栄養士	0人	1人	1人

(5) 職員の退職状況

令和5年度の職員の退職の状況は次の通りです。

職 種	退職人数		
	定年退職	早期退職	普通退職
事務職員	1人	2人	1人
土木職員	0人	0人	0人
保健師	0人	0人	1人
保育士兼幼稚園教諭	2人	0人	3人
調理師	0人	1人	0人

2 職員の人事評価の状況

町では、平成28年度から人事評価制度を導入して、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台をつくることを目的として取り組んでいます。

個々の職員に期待する行動や能力に比べて、実際の行動や能力の発揮度が十分であるかを評価する「能力評価」と施策や業務の施行上の目標を明確にした上で、目標の達成状況及びその他の仕事が多分なものであったかを評価する「業績評価」により実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

(a) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 22,867	千円 13,796,372	千円 616,975	千円 1,870,324	% 13.6	% 14.9

(b) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 187	千円 585,599	千円 88,559	千円 231,399	千円 905,557	千円 4,843	千円 5,541

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

(c) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%の引き下げ。激変緩和処置として、3年間（平成30年3月31日まで）の経過処置（現給保障）を実施します。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準無支給地に対し、明和町においても無支給とする

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成26 年度の 支給割 合	平成27年度 の支給割合		平成28 年度の 支給割 合	平成29 年度の 支給割 合	平成30 年度の 支給割 合	平成31 年度の 支給割 合	令和2 年度の 支給割 合	令和3 年度の 支給割 合
		4月1日 時点	遡及改 正後						
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
明和町の支給割合	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(2) 給与の状況

(a) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
明和町	37.9 歳	291,900 円	347,700 円
三重県	43.5 歳	331,132 円	420,711 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
明和町	50.4 歳	306,100 円	321,600 円
三重県	— 歳	— 円	— 円
国	51.2 歳	288,144 円	330,553 円

※1 「一般行政職」とは、税務職、保健師、福祉職（保育士など）、教育職、教育長、企業職および技能労務職を除いた職です。

2 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額（期末・勤勉手当及び退職手当を除く。）を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

ただし、国の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていません。

(b) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		明和町	三重県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	205,300 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	173,800 円	166,600 円

(c) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上～15年未満	経験年数 15年以上～20年未満	経験年数 20年以上～25年未満	経験年数 25年以上～30年未満
一般行政職	大 学 卒	284,100 円	299,600 円	312,100 円	369,000 円
	高 校 卒	251,267 円	235,850 円	333,125 円	356,200 円

(3) 手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

区分	令和5年度支給割合		加算措置の状況	1人当たり平均支給額 (令和5年度)
明和町	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%	1, 176千円
三重県	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算15%～25%	1, 713千円
国	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20% 管理職加算15%～25%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定次期				

(b) 退職手当（令和6年4月1日現在）

明和町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分		最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特別処置（2%～45%加算）			その他の加算措置	定年前早期退職特別処置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額	6,283 千円	18,961 千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

1人当たり平均支給額は特別会計、公営企業を含む。

(c) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
明和町	0 %	0 人	0 %
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			95.8

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地域公務員の

給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前にラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出）

(d) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	0.0 %			
手当の種類（手当数）	2種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防疫作業手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病防疫業務	0 千円	日額400円以内
危険作業手当	災害応急対策業務等に従事する職員	災害応急対策業務	0 千円	日額500円以内

(e) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	50,203 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	295 千円
支給実績（令和4年度決算）	56,117 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	338 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 16～22歳までの子がいる場合 5,000円 加算	同	—	14,723 千円	224,960 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が16,000円を超えるものにつき支給 最高額 28,000円	同	—	6,883 千円	229,392 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額（定期券等）支給限度額55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に 対し通勤距離に応じて 2,000円～31,600円	同	—	6,929 千円	47,162 円
管理職手当	課長＝月額×12% 園長＝月額×10%	異	国は定額化	9,733 千円	540,722 円

（注）支給実績及び1人当たり平均支給年額に公営企業を含まない

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休憩時間の状況（令和6年4月1日現在）

勤務時間		休憩時間	閉庁日
始業	終業		
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日

(2) 休暇制度の導入状況

休暇名	期間
年次有給休暇	暦年あたり20日
病気休暇	90日以内
公民権の行使	必要と認められる期間
証人等としての官公署等への出頭	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	1年につき5日まで
結婚する場合の休暇	連続する5日以内（週休日等を含む）
産前休暇	最大8週間まで（多胎妊娠は14週間以内）
産後休暇	産後8週間
育児時間	1日2回（1回につき30分以内）
妻の出産	最大2日間まで
育児参加休暇	最大5日間まで
子の看護のための休暇	1年につき5日まで
短期の介護休暇	1年につき5日まで
忌引	最大7日間まで（親族関係に応じて付与）
父母の祭事（法要）	1日の範囲内
夏季休暇	原則連続する5日（原則7～9月期付与）
災害等による職員の住居の災害復旧	必要と認められる期間
災害等による通勤困難	必要と認められる期間
災害等による通勤時危険回避	必要と認められる期間
介護休暇	2週間以上6ヵ月以内
介護時間	1日2時間以内（連続する3年の期間内）
出生サポート休暇	最大5日間まで

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和5年）

(2) のとおり、職員には1年あたり20日間の年次有給休暇が付与され、残日数がある場合、20日間を限度として翌年に繰り越すことができる。

令和3年における、職員一人当たりの年次有給休暇取得日数は次のとおりである。

平均取得日数	10.95日
消化率	29.29%

5 職員の休業に関する状況（令和5年度）

区 分	合計	
	男	女
育児休業	3人	7人
部分休業	0人	3人
介護休業	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(人)

	免職	停職	減給	戒告	休職	合計	備考
町長部局	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	0	0	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	0	0	

7 職員の服務の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条に基づき、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しており、条例の定めるところにより、服務の宣誓を実施している。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正に伴い、明和町職員の退職管理に関する条例（平成28年3月条例第5号）及び明和町職員の退職管理に関する規則（平成28年3月規則第10号）を定め、元職員による契約事務等の働きかけの禁止や再就職情報の届出など、必要な措置を講じています。

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和5年度）

研修名(主なもの)	主催者	受講者数(人)	対象職員
ワンステップ研修	三重県市町総合事務組合	14	新規採用職員
ツーステップ研修	三重県市町総合事務組合	9	採用後3・4年目の職員
スリーステップ研修	三重県市町総合事務組合	4	採用後6年目の職員
フォーステップ研修	三重県市町総合事務組合	1	採用後10年以上の職員
マネージャー研修	三重県市町総合事務組合	10	係長級職員
リーダー研修	三重県市町総合事務組合	4	課長級職員
コンプライアンス研修	明和町	235	全職員（会計年度任用職員含む）

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業の状況（令和5年度）

衛生委員会	4月～3月
職員定期健康診断	8月
人間ドック受診	4月～3月
ストレスチェック	11月

(2) 三重県市町職員互助会への加入状況

事業の内容（令和5年度）	
福利厚生事業	給付事業、法律相談、職場研修助成、メンタルヘルス事業など
公益事業	地域振興助成、災害対策事業助成
会員数	201名
負担金	給料月額の4／1000
負担金の決算額 2,859千円（1人あたりの負担金額 14,220円）	

(3) その他の福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、三重県市町村職員共済組合（一部の職員のみ公立学校共済組合）が、公務災害補償については地方公務員災害補償基金がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

1.1 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、「三重県市町公平委員会」として三重県内の市町、一部事務組合及び広域連合と共同設置をしています。

三重県市町公平委員会で処理する事務の主な内容は次のとおりです。

○職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置をとること。

○職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決または決定をすること。

○職員の苦情を処理すること。

令和5年度中に明和町に関係する上記の措置等の処理はありません。